

建設工事等の入札に係る消費税率の取扱いについて

平成25年10月1日付けで、消費税及び地方消費税の税率（以下「消費税率」といいます。）の引上げについての政府の方針が正式に表明されたところですが、大阪府が発注する建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務の入札に係る消費税率については、下記のとおり取扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 平成 26 年 4 月 1 日以降に契約締結する案件（早期発注案件を含みます。）

8%で対応

- 本府の予定価格等^{*1}は、改正後の税率（8%）で算出します。
- 入札に参加される場合は、契約希望金額を改正後税率（8%）で見積ってください。
⇒ 入札書には従来どおり税抜き金額を記載してください。
- 契約は改正後税率（8%）で締結します。

2 平成 26 年 3 月 31 日までの間に契約締結し、改正後の税率（8%）が適用される案件

平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に契約締結し、引渡し日が平成 26 年 4 月 1 日以降となる案件

(1) 一般案件（WTO案件^{*2}及び議会案件^{*3}に該当しない案件）

5%で対応し 8%に変更

- 本府の予定価格等^{*1}は、現行の税率（5%）で算出します。
- 入札に参加される場合は、契約希望金額を現行税率（5%）で見積ってください。
⇒ 入札書には従来どおり税抜き金額を記載してください。
- 契約は現行税率（5%）で締結し、後日、変更契約により改正後税率（8%）に対応します。（変更契約の対象となる受注者には、個別にお知らせします。）

(2) 政府方針が正式に表明される前（平成 25 年 10 月 1 日以前）に公告済のWTO案件及び議会案件

5%で対応し
8%に変更

上記 2 (1) と同じ

(3) 政府方針が正式に表明された後（平成 25 年 10 月 2 日以後）に公告するWTO案件及び議会案件

8%で対応

- 本府の予定価格等^{※1}は、改正後の税率（8%）で算出します。
- 入札に参加される場合は、契約希望金額を改正後税率（8%）で見積ってください。
⇒ 入札書には従来どおり税抜き金額を記載してください。
- 契約は改正後税率（8%）で締結します。

3 経過措置等により現行税率（5%）が適用される案件

平成 25 年 9 月 30 日までに契約締結し、引渡し日が平成 26 年 4 月 1 日以降となる案件

平成 25 年 10 月 1 日以降に契約締結し、引渡し日が平成 26 年 3 月 31 日以前となる案件

5%で対応

- 本府の予定価格等^{※1}は、現行の税率（5%）で算出します。
- 入札に参加される場合は、契約希望金額を現行税率（5%）で見積ってください。
⇒ 入札書には従来どおり税抜き金額を記載してください。
- 契約は現行税率（5%）で締結します。

※1：「予定価格等」とは、予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準価格、失格基準価格及び特別重点調査基準価格をいいます。

※2：「WTO案件」とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条の規定により総務大臣が定める額以上の発注案件をいいます。

※3：「議会案件」とは、議会の議決を要する契約、財産の取得及び処分並びに重要な公の施設に関する条例第1条及び第2条に該当する発注案件をいいます。

消費税率の詳しい取扱いについては、[国税庁のホームページ](#)をご覧ください。